

愛知県排水設備工事責任技術者のみなさまへ

愛知県下水道協会より大切なお知らせ

令和 2 年 4 月 1 日 から
愛知県排水設備工事責任技術者の登録先が
愛知県下水道協会に統一されます。

統一されることにより、これまで市町村ごとに交付されていた責任技術者証も、愛知県下水道協会から交付されます。これにより責任技術者証を複数枚管理する必要がなくなります。また、住所・氏名の変更に伴う申請も愛知県下水道協会1か所で済みます。（※裏面図1→図2を参照）

【令和2年度以降の試験合格者もしくは、更新講習受講者の方】

試験合格者は、愛知県下水道協会へ登録の申請をすることにより、統一責任技術者証が交付されます。（※技術者証の交付手数料が1,500円かかります。）

更新講習受講者は、令和2年度以降最初の更新講習受講の際に、統一責任技術者証が交付されます。（※裏面図4を参照）

【令和元年度以前に市町から責任技術者証の交付を受けている方】

令和2年度以降最初の更新講習を受講するまでは、今お持ちの責任技術者証を統一技術者証と**みなします**。いずれかの市町の責任技術者証1枚をお持ちであれば、いずれの協定市町でも愛知県下水道協会に登録した責任技術者とみなされます。ご使用されない責任技術者証については、はさみを入れるなど、ご自身の責任において破棄して下さい。

『氏名・住所の変更について』

統一責任技術者証が交付されるまでは、令和元年度以前に責任技術者証の交付を受けている市町、いずれか一か所に変更のお届出を行ってください。（※裏面図3を参照）

【令和元年度以前にいずれの市町からも責任技術者証の交付を受けていない方】

愛知県下水道協会へ登録の申請すれば、統一技術者証が交付されます。令和2年度以降最初の更新講習を受講するまでは登録を待つことも可能です。

氏名・住所の変更があれば、これまでどおり愛知県下水道協会にご申請ください。

登録方法の変更についてのお問い合わせは
愛知県下水道協会
愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室
TEL: 052-459-0357

○責任技術者本人に住所・氏名の変更があった際の事務手続きについて

図1. 現行制度（令和2年3月31日まで）

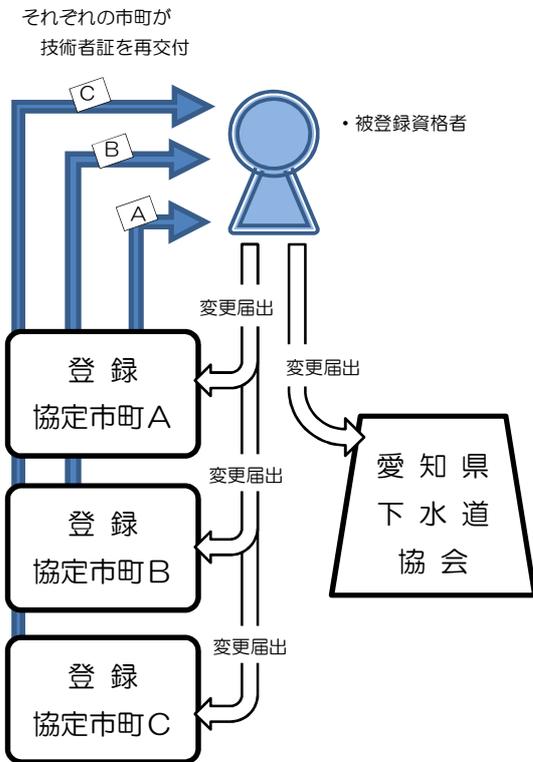


図2. 変更後の制度（令和2年4月1日から）

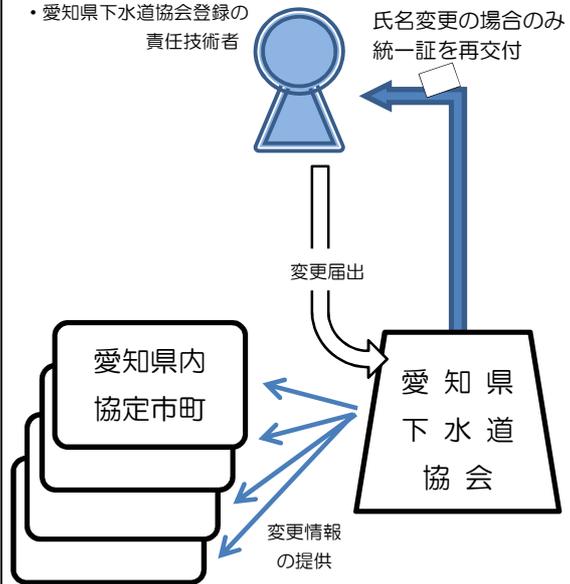


図3. 令和元年度までにいずれかの市町から責任技術者証の交付を受けていた方の手続き

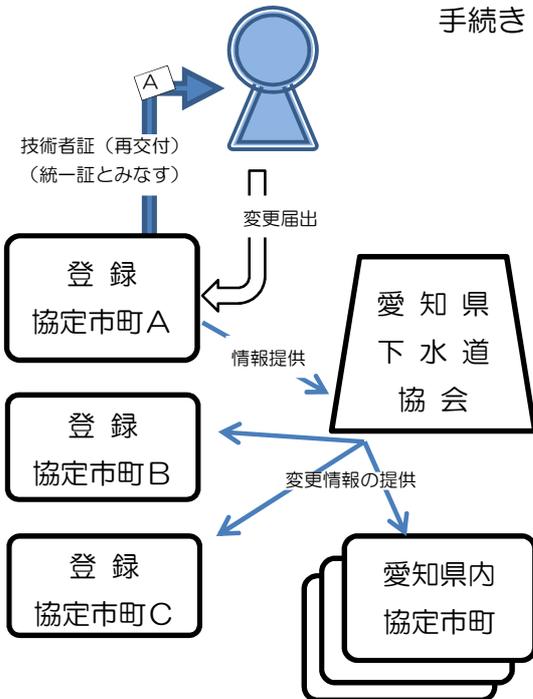


図4. 現行有資格者の統一証交付スケジュール

対象者 (被登録資格番号の上4桁)	統一証 交付年度
2000～、2005～、 2010～、2015～	令和2年度 更新講習時
2001～、2006～、 2011～、2016～	令和3年度 更新講習時
2002～、2007～、 2012～、2017～	令和4年度 更新講習時
1998～、2003～、 2008～、2013～、 2018～	令和5年度 更新講習時
1999～、2004～、 2009～、2014～、 2019～、	令和6年度 更新講習時